

平成26年度福島県奨学資金《震災特例採用》Q&A

《目次》

I 貸与について

- [Q1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
- [Q2] 風評被害により主たる生計支持者である父親の勤務先の経営が悪化し、収入が減少しましたが、申し込むことはできますか。
- [Q3] 警戒区域から避難し、県外の高校に転校しましたが、申し込むことはできますか。
- [Q4] 緊急時避難準備区域（又は警戒区域）から避難し、解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。
- [Q5] 主たる生計支持者である父親が勤務先の被災により失業し、現在は再就職していますが、申し込むことはできますか。
- [Q6] 現在、県奨学資金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。
- [Q7] 貸与月数はどのようになるのですか。
- [Q8] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
- [Q9] 来年度以降も継続して借りられますか。
- [Q10] 奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合、奨学金は継続して借りられますか。

II 返還について

- [Q11] 願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。
- [Q12] 返還免除までにはどのような手続きが必要ですか。
- [Q13] 返還免除とならないのはどのような場合ですか。
- [Q14] 返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学資金についても願出により免除されるのですか。

I 貸与について

- [Q1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
- [A] 震災特例採用の対象とはならないため、申し込むことはできません。
原子力災害を原因とする避難者については、次の場合のみ対象となります。
- ・ 警戒区域又は計画的避難区域内の住民
 - ・ 緊急時避難準備区域に指定されていた区域又は屋内退避指示が出ていた区域の住民であって、市町村の判断により避難した者
 - ・ 特定避難勧奨地点に指定された地点の住民であって、避難した者
- [Q2] 風評被害により主たる生計支持者である父親の勤務先の経営が悪化し、収入が減少しましたが、申し込むことはできますか。
- [A] 震災特例採用の対象とはならないため、申し込むことはできませんが、緊急採用募集

の対象になる可能性がありますので、学校を通じて県高校教育課へご相談ください。

[Q 3] 警戒区域から避難し、県外の高校に転校しましたが、申し込むことはできますか。

[A] 申請日現在、保護者の住所地が県外にある場合は申し込むことはできません。保護者の住所地が引き続き県内にある場合は申し込みできます。

[Q 4] 緊急時避難準備区域（又は警戒区域）から避難し、解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。

[A] 引き続き経済的に修学が困難な状況にある場合は申し込みできます。

[Q 5] 主たる生計支持者である父親が勤務先の被災により失業し、現在は再就職していますが、申し込むことはできますか。

[A] 再就職後の収入が、震災前に比べて著しく減少し、かつその後も改善していない場合は申し込みできます。（震災前の50%以上の減少）

[Q 6] 現在、県奨学資金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。

[A] 震災特例採用の要件に該当する場合は、申し込むことができます。

ただし、震災特例採用の奨学資金が貸与される場合、現在貸与を受けている県奨学資金と重複して貸与を受けることはできません。必要な手続きを経て震災特例採用の奨学資金に切り替えることが可能なので、学校を通じて県高校教育課へお問い合わせください。

[Q 7] 貸与月数はどのようになるのですか。

[A] 平成26年4月分から平成27年3月分の最大12ヶ月分について貸与を希望することができます。

[Q 8] 他の奨学金との併願や併用はできますか。

[A] 他の貸与型奨学金とは併用できません。

なお、給付型奨学金については、併用して構いません。

[Q 9] 来年度以降も継続して借りられますか。

[A] 貸与期間は原則として1年間であり、平成27年度以降の本奨学資金の実施については、未定となっております。

[Q10] 奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合、奨学金は継続して借りられますか。

[A] 奨学生本人の住民票の住所が福島県外に異動しても、奨学金の貸与は継続できます。ただし、連帯保証人（原則保護者）の住民票を福島県外に異動した場合、その時点で奨学生の資格を喪失する場合があります。連帯保証人の住所変更の際には、事前に高校教育課までご連絡ください。

II 返還について

[Q11] 願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。

[A] 高校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合は、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが320万円未満の場合が対象となります。

ただし、短大や専門学校に進学した場合は卒業時点で340万円未満、大学等に進学した場合は卒業時点で360万円未満の場合が対象となります。

[Q12] 返還免除までにはどのような手続きが必要ですか。

[A] 主な手続きは次のとおりです。詳しくは、貸与決定時にしおりをお渡しします。

【在学中の手続き】

① 貸与期間終了時に、在学する学校を通じて「借用証書」及び「返還明細書」を県教育委員会に提出

【卒業後の手続き】

② 上級学校等に進学した場合は、在学証明書を添えて「返還猶予願」を県教育委員会に提出

③ 卒業後（上級学校等に進学した場合はその卒業後）に、本人の1年間の収入見込み額がわかる書類（例：勤務先の証明を受けた給与等見込証明書）を添えて「返還免除願」を県教育委員会に提出

[Q13] 返還免除とならないのはどのような場合ですか。

震災特例奨学資金を貸与された方が高校等を退学した場合、返還免除は認められません。

また、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが基準額を超える場合は、奨学資金を返還する十分な資力があると認められるため、返還免除は認められません。

[Q14] 返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学資金についても願出により免除されるのですか。

[A] 今回の返還免除は、震災で被災し経済的に修学が困難となった生徒に奨学資金を貸与することにより、県の震災後の復興を担う奨学生の将来に一層の負債を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから特例的に行うものですので、それ以外の採用区分（在学採用、予約採用、緊急採用）には適用されません。

例) 23・24年度に震災特例採用決定・奨学資金貸与

25年度に大学に入学し、県奨学資金(大学)を貸与

→ 23・24年度分に限り、返還免除基準に該当する場合は願出により免除